

北海道告示第10464号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成30年9月18日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成30年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト帯広西店・プロノ帯広西店
帯広市西22条南2丁目2-1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田 健
東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社サンキュー	代表取締役 小林 義典	福井県福井市新保北1丁目601番地
ハミューレ株式会社	代表取締役 武居 秀幸	札幌市東区北34条東14丁目1-23

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更したもの
株式会社サンキュー	代表取締役 道法 一雅	福井県福井市新保北1丁目601番地	①
ハミューレ株式会社	代表取締役 武居 秀幸	札幌市東区北34条東14丁目1-23	

(4) 変更の年月日

平成30年4月1日

(5) 変更する理由

小売業者の代表取締役社長変更のため

2 届出年月日

平成30年4月25日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成30年5月18日（金）から平成30年9月18日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで